

滋賀高齢・障害者雇用支援センター 移転のお知らせ

春寒の候 貴社ますますご隆昌の御事とお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り 厚く御礼申し上げます。

さて このたび 滋賀高齢・障害者雇用支援センターは、平成 27 年 3 月 7 日（土）をもちまして下記に移転いたしますので、ご案内申し上げます。

これを機に職員一同気持ちを新たに、皆様のご信頼にお応えできるよう倍旧の努力をしてまいり所存でございます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 1 月

記

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

滋賀高齢・障害者雇用支援センター

新所在地（裏面地図参照）

〒520-0856 大津市光が丘町 3-13（ポリテクセンター滋賀内）

電話. 077-537-1214 / FAX. 077-537-1215

※新事務所開庁日・・・平成 27 年 3 月 9 日（月）

なお、当センターは、平成 27 年 4 月 1 日より、

『独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「滋賀支部高齢・障害者業務課」』に名称変更をいたします。

～下記につきましては、当センターまでお問合せください～

<高年齢者雇用>

- ・各種助成金申請の受付（高年齢者雇用安定助成金）
- ・高年齢者雇用アドバイザーによる相談・援助（企業訪問等による各種相談等）
- ・地域ワークショップ、事例収集等

<障害者雇用>

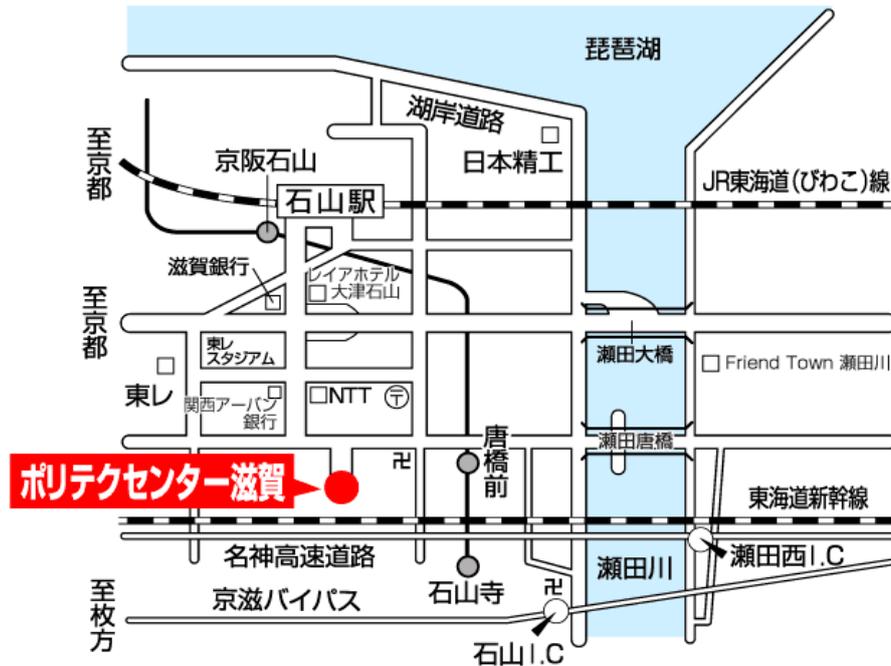
- ・障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受付 ※5/15（金）〆切
- ・各種助成金申請の受付（納付金制度に基づく障害者雇用助成金）
- ・障害者職業生活相談員資格認定講習
- ・障害者雇用優良事業所等表彰（障害者ワークフェアしが）、障害者雇用リファレンスサービス雇用事例収集等
- ・アビリンピック滋賀（滋賀県障害者技能競技大会）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

滋賀高齢・障害者雇用支援センター

大津市光が丘町 3-13 (ポリテクセンター滋賀内)

電話. 077-537-1214 / FAX. 077-537-1215



☆県内事業主の皆さまへ☆

「平成 27 年度 障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請及び納付」は、平成 27 年 5 月 15 日 (金) が〆切となっております。

本手続きは、「月々の常用雇用労働者数が 200 人を超える事業主」が対象となります。

県内の該当する事業主様におかれましては、当該事務手続きに関する準備を進めていただきますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、上記「高齢・障害者雇用支援センター」までお問合せください。

※平成 27 年 4 月 1 日より障害者雇用納付金制度が改正され、対象事業主が「月々の常用雇用労働者数が 100 人を超える事業主」へと拡大されます。

平成 28 年度の申告・申請及び納付は、「平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の期間において月々の常用雇用労働者数が 100 人を超える事業主」が対象事業主となりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。